

開 議

小関勝助委員長 おはようございます。

これより予算特別委員会を開きます。

本日の会議に欠席の通告委員はございません。

よって、ただいまの出席委員は定足数に達しております。

それでは、去る6日の本会議において予算特別委員会に付託になりました議案第48号 平成17年度長井市一般会計補正予算第1号、議案第49号 平成17年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第1号、議案第50号 平成17年度長井市農業集落排水事業特別会計補正予算第1号、議案第51号 平成17年度長井市老人保健医療費給付事業特別会計補正予算第2号の4件について審査を行います。

なお、審査日程につきましては、本日1日となっておりますので、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、これより各会計補正予算案の概要の説明を求めます。

議案第48号 平成17年度長井市 一般会計補正予算第1号

小関勝助委員長 まず、議案第48号の1件について。

松本弘財政課長。

松本 弘財政課長 議案第48号 平成17年度長井市一般会計補正予算第1号の概要についてご説明いたします。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ5,315万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ105

億9,815万9,000円といたすものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたしますので、3ページをごらんください。

歳入からご説明いたします。

14款2項県補助金につきましては、2目民生費県補助金でふれあいのまちづくり事業補助金360万円を新たに計上し、4目農林水産業費県補助金で国土地籍調査事業費補助金238万5,000円を減額するなどいたしまして、合計では153万5,000円を増額しております。

15款1項財産運用収入につきましては、旧長井市立総合病院医師住宅好人荘の一部を新たに賃貸したことにより、その賃貸料40万8,000円を増額し、18款1項繰越金では前年度繰越金116万円を増額しております。

19款4項雑入につきましては、ことし1月24日に発生した長井南中学校火災に係る全国市有物件災害共済会建物総合損害共済共済金4,519万8,000円のほか、財団法人自治総合センターの宝くじ助成事業のコミュニティー助成事業助成金380万円などを計上いたしまして、合計では5,005万6,000円を増額しております。

次に、歳出についてご説明いたします。

2款1項総務管理費につきましては、1目一般管理費で事務管理公社において無申告とされた消費税を申告納税するために、事務管理公社運営費補助金2,239万9,000円を措置し、3目財政管理費で臨時職員に係る社会保険料と賃金を合わせまして137万7,000円、7目企画費で一般コミュニティー助成事業分のコミュニティー助成事業助成金190万円などを計上いたしまして、合計では2,665万6,000円を増額しております。

3款1項社会福祉費につきましては、1目社会福祉総務費で県補助金の交付要綱改正に伴い、ふれあいのまちづくり事業委託料540万円を新たに措置し、この委託料の一般財源見合い分といたしまして長井市社会福祉協議会運営費補助金200万円を減額しております。合計では340万

円の増額となっております。

2 項児童福祉費につきましては、3 目保育園費並びに 4 目児童センター費の臨時保育士に係る社会保険料及び賃金などで468万9,000円を増額しております。

次ページをお開きください。

4 款 1 項保健衛生費につきましては、3 目環境衛生費でごみ適正分別、排出指導及びごみ収集所維持管理委託料78万8,000円、6 目斎場管理費で集骨室及び台車等清掃室エアコン購入費132万6,000円などを計上するなどいたしまして、合計では211万4,000円を増額しております。

2 項清掃費につきましては、空き缶古紙回収業務委託料のうち、不用見込みとなった78万8,000円を減額しております。

6 款 1 項農業費につきましては、2 目農業総務費で農業集落排水事業特別会計における公営企業債の借りかえによる繰り上げ償還影響額といたしまして、農業集落排水事業特別会計繰出22万3,000円を減額し、8 目国土地籍調査費で臨時職員に係る社会保険料と賃金を合わせまして169万9,000円を増額、地籍測量等業務委託料210万円を減額するなどいたしまして、合計では18万7,000円を増額しております。

7 款 1 項商工費につきましては、4 目企業振興費で地場産品の製品開発と販路拡大を目的とする地域づくりアドバイザー事業費30万円を計上するなどいたしまして、合計で40万円を増額しております。

9 款 1 項消防費では、自主防災組織を育成、助成するため、コミュニティー助成事業助成金190万円を計上しております。

10 款 1 項教育総務費は、当初予算編成時ににおいて継続車検を受けることとしていた公用車について買いかえが必要になったことから、組み替えを行うものでございます。

2 項小学校費並びに 3 項中学校費につきましては、学校用務員に係る社会保険料と賃金を補

正するものでございまして、2 項小学校費では139万6,000円を減額し、3 項中学校費では602万2,000円を増額しております。

4 項社会教育費につきましては、5 目芸術文化費の市内遺跡発掘調査事業費並びに久保ザクラ支柱架替工事費の組み替えを行うものでございます。

次ページをお開きください。

11 款 3 項文教施設災害復旧費では、長井南中学校火災に係る復旧事業費997万5,000円を計上しております。

以上が一般会計補正予算第 1 号の概要でございますが、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議案第 4 9 号 平成 1 7 年度長井市 公共下水道事業特別会計補正予算第 1 号外 1 件

小関勝助委員長 次に、議案第49号及び議案第50号の以上 2 件について。

浅野敏明建設課長。

浅野敏明建設課長 おはようございます。

それでは、議案第49号 平成17年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第 1 号についてご説明申し上げます。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 億4,010万円を追加しまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ18億7,027万5,000円といたすものでございます。

続きまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。下水 3 ページをお開き願います。

補正の内容といたしましては、高資本費対策借換債の対象となる既往の企業債の借りかえを行い、金利負担の軽減を図るため補正を行うも

のでございます。

先に歳入からご説明申し上げます。

7款1項1目下水道事業債でございますが、公営企業借換債2億4,540万円の増などで2億4,010万円を増額補正するものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

2款1項公債費1目元金でございますが、長期債繰上償還2億4,562万8,000円の増などで2億4,738万4,000円を増額補正するものでございます。2目利子については、長期債償還利子728万4,000円を減額計上するものでございます。

以上が公共下水道事業特別会計補正予算概要でございます。

続きまして、議案第50号 平成17年度長井市農業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ1,297万7,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,318万5,000円といたすものでございます。

続きまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。農集3ページをお開き願います。

補正の内容といたしましては、先ほどと同様に高資本費対策借換債の対象となる既往の企業債の借りかえを行い、金利負担の軽減を図るため補正を行うものでございます。

先に歳入からご説明申し上げます。

3款1項1目一般会計繰入金でございますが、22万3,000円の減額計上でございます。

6款1項1目農業集落排水事業債につきましては、公営企業借換債で1,320万円を増額補正するものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

2款1項公債費1目元金でございますが、長期債繰上償還1,320万3,000円などで1,338万4,000円を増額補正するものでございます。

2目利子につきましては、長期債償還利子で

40万7,000円を減額計上するものでございます。

以上が当事業特別会計補正予算の概要でございます。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

議案第51号 平成17年度長井市老人保健医療費給付事業特別会計補正予算第2号

小関勝助委員長 次に、議案第51号の1件について。

小泉良一市民課長。

小泉良一市民課長 おはようございます。

議案第51号 平成17年度長井市老人保健医療費給付事業特別会計補正予算第2号についてご説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,270万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億800万7,000円といたすものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明をさせていただきます。老医3ページをごらんいただきたいと存じます。

歳入、2款1項1目医療費国庫負担金、過年度分に1,270万9,000円を追加し、1項国庫負担金の合計を7億9,575万2,000円といたすものでございます。これは過年度の精算により不足分が交付をされるものでございます。

歳出でございますが、3款1項1目償還金、23節償還金利子及び割引料に1,270万9,000円を追加し、1項償還金の合計を1,271万1,000円といたすものでございます。これは過年度分の精算によりまして多く交付を受けた分を支払基金などに償還するものでございます。

以上でございます。よろしくご審査賜りますようにお願いいたします。

小関勝助委員長 概要の説明が終わりました。

平成17年度長井市補正予算案に関する総括質疑

小関勝助委員長 これより質疑を行います。

ここで、総括質疑の発言通告がありますので、順次ご指名いたします。

最初に、順位1番、議席番号17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 私が総括質疑に通告しておりますのは1点だけですが、一般会計補正予算第1号の中に、事務管理公社運営費補助金として2,239万9,000円というような予算が計上されておりますが、それに関連した形で質疑をしたいと思っております。

通告しておりますのは、市長以下5人ですが、別に全員に質問を予定してきたわけではなくて、事務管理公社の理事になっている方の全員をここに通告しておきましたので、質疑の進行の中で必要があれば質問いたしますので、よろしくお願いをしたいと思います。

この消費税の部分というのは、国がまず増収を上げるためにどうするかというところから発しているんだというふうに思います。消費税的にはやっぱり3,000万円、非課税限度額を3,000万円から1,000万円に下げたそのきっかけでというふうに一般質問の中で答弁されておったわけですが、長井市にとってみれば、この事務管理公社の部分というのは組織的な問題だというふうに思います。そこで、これまでの一般質問の質疑の中であつたわけですが、消費税法第3条、いわゆる人格のない法人というようになるわけですが、この事務管理公社というの

は、私も消費税法のところを読んできたんですけども、ここの部分というのは、人格のない法人、要するに法律的に何かに基づいてできたものではないということだというふうに思います。株式会社だとかそういうものではないと。ここの部分というのは、消費税ができたときから書かれているんだと思いますが、3,000万円から1,000万円になることによってということでありまして、この法人そのものが、人格のない法人そのものがやっぱり問題だというふうに思うんです。

ここについて何回か質疑を議会の中で私はしてきているんです。まず、この法人組織についてどういうふうに考えるかという部分を総務課長にお聞かせを願った上で、これ以降の質疑を進めたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

小関勝助委員長 平進介総務課長。

平 進介総務課長 お答え申し上げます。

今、人格のない法人というふうなことでございますが、消費税法の第2条の第7項、人格のない社団等というふうなことで「法人でない社団または財団で、代表者または管理人の定めがあるものをいう」というふうなことで用語の意味がございます。第3条の中で「人格のない社団は法人とみなして、この法律の規定を適用する」というふうになっておりますが、この法人でない社団の範囲につきましては、消費税法の基本通達の1の2の1でなっておりまして、「多数のものが一定の目的を達成するために結合した団体のうち、法人格を有しないもので、単なる個人の集合体でなく、個人としての組織を有して統一された意思のもとにその構成員の個性を超越して活動を行うものをいう」というふうなことで、ここに該当するというふうなことで今回の税務署の方のご指導があつたということですので、以上です。

小関勝助委員長 17番、蒲生吉夫委員。